

公 告

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（小形水門設備）に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

令和7年1月29日

九州地方整備局

遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸

1. 基本協定の概要等

（1）基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（小形水門設備）に関する基本協定

（2）基本協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所が直轄で管理する小形水門設備に関わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくことにより迅速かつ的確に応急復旧工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的とする。

（3）基本協定区間及び対象設備

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし小形水門設備を対象とする。また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等からの要請があった場合は、協定業者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

（4）基本協定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（5）基本協定の締結者の選定

基本協定締結者の選定については、九州管内における

- ① 近隣地域内における工事及び点検整備の実績
- ② 継続的な営業に基づく信頼度
- ③ 機械設備における災害時等応急対策工事の協定締結実績
- ④ 資格保有者の雇用者数
- ⑤ 技術者等の派遣場所から遠賀川河川事務所までの距離

などを総合的に評価して基本協定締結者を決定する評価方式である。

なお、管内における基本協定締結者は上位から10社程度を想定している。

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、当該協定締結者の中から、前項（５）の評価に基づき契約締結者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないこととする。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお、請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に参加する方式、または直前１年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 基本協定締結のために必要な要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号)（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所等が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和０７・０８年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。さらに、令和０７・０８・０９年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」の九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けている又は申請中であること。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、基本協定締結後に参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（３）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号）に基づく指名停止をうけていないこと。

(6) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

(7) 平成２１年４月以降に元請けとして国又は県市町村発注の河川用水門設備の工事の施工実績があること。

(8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、派遣技術者の滞在箇所より遠賀川河川事務所まで2時間以内に到着できること。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

- (1) 協定説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。
- (2) 協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和7年3月12日(水)を予定している。
- (3) 協定締結の期日については、令和7年3月24日(月)を予定している。

4. 基本協定締結に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 施設管理課
担当：施設管理課長(内線391)
施設管理第二係長(内線394)
電話 0949-22-2032
FAX 0949-23-0019

(2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和7年1月29日(水)から令和7年2月12日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、8時30分から17時00分まで
- ② 交付場所：上記(1)に同じ
- ③ 交付場所：遠賀川河川事務所HPからダウンロード(上記(1)で手渡しにより交付することも可。)

(3) 申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和7年1月29日(水)から令和7年2月12日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所：上記(1)に同じ
- ③ 提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。
 - 1) 持参、郵送等
郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
 - 2) 電子メール
本協定に係る申請書等の送付を受け付けるメールアドレスは、「tanaka-y8911@mlit.go.jp」です。
なお、様式-1については会社の代表印を押印した資料のスクリーンデータをPDFにして提出すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。

(4) 申請書の作成要領、評価及び決定方法等の詳細については、協定説明書による。